2024 年 6 月一介護報酬改定対応版

＜法改正概要＞

＜目次＞

１．概要 3
２．改正内容 4
２－１．全サービス共通 4
２－２．訪問サービス 8
■ 訪問サービス共通 8
■（予防）訪問看護 9
■（予防）訪問リハビリテーション 11
２－３．通所サービス 13
■ 通所サービス共通 13
■（予防）通所リハビリテーション 14
２－４．施設等サービス 17
■ 施設等サービス共通 17
２－５．小規模多機能系サービス 18
■ 小規模多機能系サービス共通 18
２－６．その他のサービス 19
■（予防）居宅療養管理指導 19

【注意】 本書では、令和 6 年 6 月以降に施行される主な改正内容を説明します。
令和 6 年 4 月に施行される改正内容については、「2024 年 4 月−介護報酬改定対応版」の添付書類の「法改正概要」をご覧ください。

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

■ 本書について

・本書は、厚生労働省から公開された以下の資料を基に法改正の主な内容について記載しています。
改正内容の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

＜資料＞

第 239 回社会保障審議会介護給付費分科会（web 会議）資料
「諮問書別紙 令和６年度介護報酬改定介護報酬の見直し案」
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195263.pdf

介護保険最新情報掲載ページ
「介護保険最新情報 Vol.1216（科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について）」
https://www.mhlw.go.jp/content/001227726.pdf

「介護保険最新情報 vol.1210（介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知））」
https://www.mhlw.go.jp/content/001224082.pdf

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和 6 年 3 月 28 日事務連絡）
資料２②～④、資料４
https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=20501&ct=020050010

・サービスコードについては、本文中は正式名称、表内は省略名称（システムの入力画面の表示名）で記載しています。

＜本書で取り扱うマークについて＞

新設 ・・・ 新設されるサービスコード
廃止 ・・・ 廃止されたサービスコード
変更 ・・・ 算定内容が一部変更となったサービスコード
LIFE ・・・ 科学的介護情報システム LIFE(公益社団法人国民健康保険中央会)への情報提出が算定要件となるサービスコード

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

1. 概要

今回の改正では、人口構造や社会経済状況の変化によって生じた課題への対応を目的としています。
次のような観点に基づいて、各サービスの報酬や基準が見直されます。

Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進
Ⅱ 自立支援・重度化防止に向けた対応
Ⅲ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
Ⅳ 制度の安定性・持続可能性の確保
Ⅴ その他

Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進

①医療と介護の連携の推進
②質の高い公正中立なケアマネジメント
③地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
④看取りへの対応強化
⑤感染症や災害への対応力向上
⑥高齢者虐待防止の推進
⑦認知症の対応力向上
⑧福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

Ⅱ 自立支援・重度化防止に向けた対応

①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
②自立支援・重度化防止に係る取組の推進
③LIFE を活用した質の高い介護

Ⅲ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

①介護職員の処遇改善
②生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
③効率的なサービス提供の推進

Ⅳ 制度の安定性・持続可能性の確保

①評価の適正化・重点化
②報酬の整理・簡素化

Ⅴ その他

①「書面掲示」規制の見直し
②基準費用額（居住費）の見直し
③地域区分
④通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

2. 改正内容

2－1. 全サービス共通

*介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算

「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が廃止され、「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）		
現行	改正後	
処遇改善加算Ⅰ	**処遇改善加算Ⅰ** 変更	加算率は次頁を参照
処遇改善加算Ⅱ	**処遇改善加算Ⅱ** 変更	
処遇改善加算Ⅲ	**処遇改善加算Ⅲ** 変更	
（なし）	**処遇改善加算Ⅳ** 新設	
（なし）	**処遇改善加算Ⅴ1** 新設	
	処遇改善加算Ⅴ2 新設	
	処遇改善加算Ⅴ3 新設	
	処遇改善加算Ⅴ4 新設	
	処遇改善加算Ⅴ5 新設	
	処遇改善加算Ⅴ6 新設	
	(※) **処遇改善加算Ⅴ7** 新設	
	処遇改善加算Ⅴ8 新設	
	処遇改善加算Ⅴ9 新設	
	処遇改善加算Ⅴ10 新設	
	処遇改善加算Ⅴ11 新設	
	処遇改善加算Ⅴ12 新設	
	処遇改善加算Ⅴ13 新設	
	処遇改善加算Ⅴ14 新設	

特定処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
特定処遇改善加算Ⅰ	廃止
特定処遇改善加算Ⅱ	廃止

ベースアップ等支援加算（令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
ベースアップ等支援加算	廃止

※加算Ⅴ1～14 については、令和 7 年 3 月 31 日まで算定可。（激変緩和措置）

〇対象サービス･･･ 全サービス

（居宅介護支援、介護予防支援、（予防）訪問看護、（予防）福祉用具貸与、（予防）居宅療養管理指導、（予防）訪問リハビリテーション、特定福祉用具販売 を除く）

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

サービス種	処遇改善加算（令和 6 年 6 月からの加算率）			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
訪問介護、夜間対応型訪問介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	＋245/1000	＋224/1000	＋182/1000	＋145/1000
（予防）訪問入浴介護	＋100/1000	＋94/1000	＋79/1000	＋63/1000
（地域密着型）通所介護	＋92/1000	＋90/1000	＋80/1000	＋64/1000
（予防）通所リハビリテーション	＋86/1000	＋83/1000	＋66/1000	＋53/1000
（予防）特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	＋128/1000	＋122/1000	＋110/1000	＋88/1000
（予防）認知症対応型通所介護	＋181/1000	＋174/1000	＋150/1000	＋122/1000
（予防）小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	＋149/1000	＋146/1000	＋134/1000	＋106/1000
（予防）認知症対応型共同生活介護	＋186/1000	＋178/1000	＋155/1000	＋125/1000
（地域密着型）介護老人福祉施設、 （予防）短期入所生活介護	＋140/1000	＋136/1000	＋113/1000	＋90/1000
介護老人保健施設、 （予防）短期入所療養介護（老健）	＋75/1000	＋71/1000	＋54/1000	＋44/1000
介護医療院、 （予防）短期入所療養介護（医療院）、 （予防）短期入所療養介護（療養型）	＋51/1000	＋47/1000	＋36/1000	＋29/1000

サービス種	処遇改善加算（令和 6 年 6 月からの加算率）						
	加算Ⅴ1	加算Ⅴ2	加算Ⅴ3	加算Ⅴ4	加算Ⅴ5	加算Ⅴ6	加算Ⅴ7
	加算Ⅴ8	加算Ⅴ9	加算Ⅴ10	加算Ⅴ11	加算Ⅴ12	加算Ⅴ13	加算Ⅴ14
訪問介護、夜間対応型訪問介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	＋221/1000	＋208/1000	＋200/1000	＋187/1000	＋184/1000	＋163/1000	＋163/1000
	＋158/1000	＋142/1000	＋139/1000	＋121/1000	＋118/1000	＋100/1000	＋76/1000
（予防）訪問入浴介護	＋89/1000	＋84/1000	＋83/1000	＋78/1000	＋73/1000	＋67/1000	＋65/1000
	＋68/1000	＋59/1000	＋54/1000	＋52/1000	＋48/1000	＋44/1000	＋33/1000
（地域密着型）通所介護	＋81/1000	＋76/1000	＋79/1000	＋74/1000	＋65/1000	＋63/1000	＋56/1000
	＋69/1000	＋54/1000	＋45/1000	＋53/1000	＋43/1000	＋44/1000	＋33/1000
（予防）通所リハビリテーション	＋76/1000	＋73/1000	＋73/1000	＋70/1000	＋63/1000	＋60/1000	＋58/1000
	＋56/1000	＋55/1000	＋48/1000	＋43/1000	＋45/1000	＋38/1000	＋28/1000
（予防）特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	＋113/1000	＋106/1000	＋107/1000	＋100/1000	＋91/1000	＋85/1000	＋79/1000
	＋95/1000	＋73/1000	＋64/1000	＋73/1000	＋58/1000	＋61/1000	＋46/1000
（予防）認知症対応型通所介護	＋158/1000	＋153/1000	＋151/1000	＋146/1000	＋130/1000	＋123/1000	＋119/1000
	＋127/1000	＋112/1000	＋96/1000	＋99/1000	＋89/1000	＋88/1000	＋65/1000
（予防）小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	＋132/1000	＋121/1000	＋129/1000	＋118/1000	＋104/1000	＋101/1000	＋88/1000
	＋117/1000	＋85/1000	＋71/1000	＋89/1000	＋68/1000	＋73/1000	＋56/1000
（予防）認知症対応型共同生活介護	＋163/1000	＋156/1000	＋155/1000	＋148/1000	＋133/1000	＋125/1000	＋120/1000
	＋132/1000	＋112/1000	＋97/1000	＋102/1000	＋89/1000	＋89/1000	＋66/1000
（地域密着型）介護老人福祉施設、 （予防）短期入所生活介護	＋124/1000	＋117/1000	＋120/1000	＋113/1000	＋101/1000	＋97/1000	＋90/1000
	＋97/1000	＋86/1000	＋74/1000	＋74/1000	＋70/1000	＋63/1000	＋47/1000
介護老人保健施設、 （予防）短期入所療養介護（老健）	＋67/1000	＋65/1000	＋63/1000	＋61/1000	＋57/1000	＋53/1000	＋52/1000
	＋46/1000	＋48/1000	＋44/1000	＋36/1000	＋40/1000	＋31/1000	＋23/1000
介護医療院、 （予防）短期入所療養介護（医療院）、 （予防）短期入所療養介護（療養型）	＋46/1000	＋44/1000	＋42/1000	＋40/1000	＋39/1000	＋35/1000	＋35/1000
	＋31/1000	＋31/1000	＋30/1000	＋24/1000	＋26/1000	＋20/1000	＋15/1000

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

*業務継続計画未策定減算

「業務継続計画未策定減算」が新設されました。

業務継続計画未策定減算（令和 6 年 4 月から） 新設
業務継続計画未策定減算　所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
○対象サービス ： （地域密着型）通所介護、通所型独自サービス （予防）認知症対応型通所介護 （看護）小規模多機能型居宅介護（短期利用・短期利用以外） （予防）短期入所生活介護 （予防）短期入所療養介護（老健・療養型・医療院）
業務継続計画未策定減算　所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算
○対象サービス ： （予防）特定施設入居者生活介護（短期利用・短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用・短期利用以外） （地域密着型）介護老人福祉施設（入所） 介護老人保健施設（入所） 介護医療院（入所） （予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用・短期利用以外）

業務継続計画未策定減算（令和 6 年 6 月から） 新設
業務継続計画未策定減算　所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
○対象サービス ： （予防）通所リハビリテーション

業務継続計画未策定減算（令和 7 年 4 月から） 新設
業務継続計画未策定減算　所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
○対象サービス ： 訪問介護、訪問型独自サービス 夜間対応型訪問介護 （予防）訪問入浴介護 （予防）訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （予防）訪問リハビリテーション 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント （予防）福祉用具貸与

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

*高齢者虐待防止措置未実施減算

「高齢者虐待防止措置未実施減算」が新設されました。

高齢者虐待防止措置未実施減算（令和 6 年 4 月から） 新設
高齢者虐待防止未実施減算　所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
○対象サービス ： 全サービス （予防）訪問看護、（予防）訪問リハビリテーション、 （予防）通所リハビリテーション、（予防）福祉用具貸与、 （予防）居宅療養管理指導　を除く

高齢者虐待防止措置未実施減算（令和 6 年 6 月から） 新設
高齢者虐待防止未実施減算　所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
○対象サービス ： （予防）訪問看護 （予防）訪問リハビリテーション （予防）通所リハビリテーション

高齢者虐待防止措置未実施減算（令和 9 年 4 月から） 新設
高齢者虐待防止未実施減算　所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
○対象サービス ： （予防）福祉用具貸与

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

2－2. 訪問サービス

■ 訪問サービス共通

*口腔連携強化加算

「口腔連携強化加算」が新設されました。

口腔連携強化加算（令和 6 年 6 月から）新設
口腔連携強化加算　50 単位/回 （月 1 回限度）
○対象サービス ： （予防）訪問看護 （予防）訪問リハビリテーション

*緊急時訪問看護加算

「緊急時訪問看護加算」について、名称が変更され、区分が新設されました。

緊急時訪問看護加算（令和 6 年 6 月から）					
現行			改正後		
（なし）			指定訪問看護ステーションの場合 **緊急時訪問看護加算Ⅰ1※**	**600 単位/月**	新設
			病院又は診療所の場合 **緊急時訪問看護加算Ⅰ2※**	**325 単位/月**	新設
指定訪問看護ステーションの場合 緊急時訪問看護加算 1	574 単位/月		指定訪問看護ステーションの場合 **緊急時訪問看護加算Ⅱ1**	574 単位/月	変更
病院又は診療所の場合 緊急時訪問看護加算 2	315 単位/月		病院又は診療所の場合 **緊急時訪問看護加算Ⅱ2**	315 単位/月	変更
（加算Ⅰ、加算Ⅱは併用算定不可。） ○対象サービス ： （予防）訪問看護					

※「緊急時訪問看護加算Ⅰ」の算定要件（抜粋）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

＊算定要件の詳細についてのお問い合わせは、管轄の国保連合会または市区町村へお願いいたします。

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

■(予防)訪問看護

＊専門管理加算

「専門管理加算」が新設されました。

専門管理加算(令和 6 年 6 月から) 新設
専門管理加算 1※1　250 単位/月　(月 1 回限度)
専門管理加算 2※2　250 単位/月　(月 1 回限度)
※1 緩和ケア等に係る研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合。 ※2 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合。 〇対象サービス　：　(予防)訪問看護

＊初回加算

「初回加算」について、算定要件が一部変更され、区分が新設されました。

初回加算(令和 6 年 6 月から)	
現行	改正後
(なし)	**初回加算Ⅰ※　350 単位/月** 新設
初回加算　300 単位/月	**初回加算Ⅱ※**　300 単位/月 変更
(加算Ⅰ、加算Ⅱは併用算定不可。) 〇対象サービス　：　(予防)訪問看護	

※算定要件(抜粋)	
初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

＊算定要件の詳細についてのお問い合わせは、管轄の国保連合会または市区町村へお願いいたします。

＊遠隔死亡診断補助加算

「遠隔死亡診断補助加算」が新設されました。

遠隔死亡診断補助加算(令和 6 年 6 月から) 新設
遠隔死亡診断補助加算　150 単位/死亡月
〇対象サービス　：　訪問看護

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

＊ターミナルケア加算

「ターミナルケア加算」について、単位数が変更されました。

ターミナルケア加算（令和 6 年 6 月から） 変更	
現行	改正後
ターミナルケア加算　2,000 単位/死亡月	ターミナルケア加算　**2,500 単位/死亡月**
〇対象サービス　：　訪問看護	

＊訪問回数超過等減算

「訪問回数超過等減算」が新設されました。

訪問回数超過等減算（令和 6 年 6 月から） 新設
訪問回数超過等減算※　　－8 単位/回
※「（予）訪看Ⅰ5」に対して算定。 〇対象サービス　：　（予防）訪問看護

算定要件（抜粋）
次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 イ　当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。 ロ　緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

＊算定要件の詳細についてのお問い合わせは、管轄の国保連合会または市区町村へお願いいたします。

＊12 月超減算

「12 月超減算」について、算定要件が一部変更され、区分が新設されました。

12 月超減算（令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
12 月超減算　－5 単位/回	**12 月超減算 1**　－5 単位/回　変更
（なし）	**12 月超減算 2※　－15 単位/回**　新設
（減算 1、減算 2 ともに、「予訪看Ⅰ5」に対して算定。） ※「訪問回数超過等減算」を算定している場合に算定。 〇対象サービス　：　予防訪問看護（予訪看Ⅰ5）	

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

■(予防)訪問リハビリテーション

*基本サービス

介護サービス・介護予防サービスの基本サービスの単位数に、一定の差が設けられました。

基本サービス(令和 6 年 6 月から)	
現行	改正後
訪問リハビリ 1 訪問リハビリ 2 訪問リハビリ 3 〉307 単位/回	訪問リハビリ 1 訪問リハビリ 2 訪問リハビリ 3 〉**308 単位/回** 変更
予防訪問リハ 1 予防訪問リハ 2 予防訪問リハ 3 〉307 単位/回	予防訪問リハ 1 予防訪問リハ 2 予防訪問リハ 3 〉**298 単位/回** 変更
○対象サービス ： (予防)訪問リハビリテーション	

*事業所評価加算

「事業所評価加算」が廃止されました。

事業所評価加算(令和 6 年 6 月から) 廃止
事業所評価加算　120 単位/月
○対象サービス ： 予防訪問リハビリテーション

*リハビリテーションマネジメント加算

「リハビリテーションマネジメント加算」について、名称が変更され、区分が新設されました。

リハマネジメント加算(令和 6 年 6 月から)	
現行	改正後
訪問リハマネジメント加算 A1　180 単位/月	**訪問リハマネジメント加算 1**　180 単位/月 変更
訪問リハマネジメント加算 A2　213 単位/月	**訪問リハマネジメント加算 2**　213 単位/月 変更 LIFE
訪問リハマネジメント加算 B1　450 単位/月	(廃止) 廃止
訪問リハマネジメント加算 B2　483 単位/月	(廃止) 廃止
(なし)	**訪問リハマネジメント加算 3※　270 単位/月** 新設
(加算 1、加算 2 は併用算定不可。) ※事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合。 ○算定要件(LIFE への提出) ： 「リハビリテーション計画書」「リハビリテーション、栄養、口腔に係る実施計画書」[注] ○対象サービス ： 訪問リハビリテーション	

(注)システムへの入力方法につきましては、今後のバージョンアップの添付書類等で追ってご案内いたします。

加算区分の別表記･･･　加算 1＝加算イ、加算 2＝加算ロ

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算

「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」が新設されました。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算(令和 6 年 6 月から) 新設
認知症短期集中リハ加算　240 単位/日　(週 2 日を限度)
○対象サービス ： 訪問リハビリテーション

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

＊退院時共同指導加算

「退院時共同指導加算」が新設されました。

退院時共同指導加算（令和 6 年 6 月から） 新設
退院時共同指導加算　600 単位/回　（退院時 1 回を限度）
○対象サービス ：（予防）訪問リハビリテーション

＊12 月超減算

「12 月超減算」について、算定要件が一部変更され、単位数が変更されました。

12 月超減算（令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
12 月超減算　-5 単位/回	12 月超減算※　**-30 単位/回** 変更
○対象サービス ： 予防訪問リハビリテーション	

※減算を行わない基準（一部要約）
以下のすべての要件を満たす場合は、12 月超減算を算定しない。 ＜減算を行わない基準＞ ・3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。 ・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

＊算定要件の詳細についてのお問い合わせは、管轄の国保連合会または市区町村へお願いいたします。

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

2－3. 通所サービス

■ 通所サービス共通

*科学的介護推進体制加算

「科学的介護推進体制加算」について、LIFE への情報提出の頻度が変更されました。

LIFE への提出頻度（要約） 変更 LIFE	
現行	改正後
ア）加算算定開始月（既存利用者） イ）サービス利用開始月（新規利用者） ウ）少なくとも 6 か月ごとに 1 回 エ）サービス利用終了月	ア）加算算定開始月（既存利用者） イ）サービス利用開始月（新規利用者） ウ）少なくとも 3 か月ごとに 1 回 エ）サービス利用終了月
○対象サービス ： （地域密着型）通所介護 （予防）認知症対応型通所介護 （予防）通所リハビリテーション	

*運動器機能向上加算

「運動器機能向上加算」が廃止されました。

運動器機能向上加算（令和 6 年 6 月から） 廃止
運動器機能向上加算　225 単位/月
○対象サービス ： 予防通所リハビリテーション

*選択的サービス複数実施加算／一体的サービス提供加算

「運動器機能向上加算」の廃止にともない、「選択的サービス複数実施加算」が廃止され「一体的サービス提供加算」が新設されました。

複数サービス実施加算 廃止 ／一体的サービス提供加算 新設 （令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
複数サービス実施加算Ⅰ1　480 単位/月	廃止
複数サービス実施加算Ⅰ2　480 単位/月	
複数サービス実施加算Ⅰ3　480 単位/月	
複数サービス実施加算Ⅱ　700 単位/月	
（なし）	**一体的サービス提供加算※　480 単位/月** 新設
※「栄養改善加算」または「口腔機能向上加算」を算定している場合は、算定しない。 ○対象サービス ： 予防通所リハビリテーション	

*事業所評価加算

「事業所評価加算」が廃止されました。

事業所評価加算（令和 6 年 6 月から） 廃止
事業所評価加算　120 単位/月
○対象サービス ： 予防通所リハビリテーション

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

■（予防）通所リハビリテーション

*大規模事業所の区分の変更

基本サービスが以下のように変更されました。

・「通常規模型」「大規模型（Ⅰ）」「大規模型（Ⅱ）」の 3 区分が、「通常規模型」「大規模型」の 2 区分に変更されました。

・「大規模型」のうち、以下の一定の要件をすべて満たす場合は、「通常規模型」と同等の単位数の基本サービスを算定できるようになりました。

<table>
<tr><th colspan="2">基本サービス（令和 6 年 6 月から）</th></tr>
<tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>通所リハⅠ〇〇〇　通常規模型通所リハビリテーション費</td><td>通所リハⅠ〇〇〇　通常規模型通所リハビリテーション費</td></tr>
<tr><td>通所リハⅡ〇〇〇　大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）</td><td>通所リハⅡ〇〇〇　大規模型通所リハビリテーション費 変更</td></tr>
<tr><td>通所リハⅢ〇〇〇　大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）</td><td>通所リハⅢ〇〇〇　大規模型通所リハビリテーション費（一定の要件※を満たした事業所） 変更</td></tr>
<tr><td> 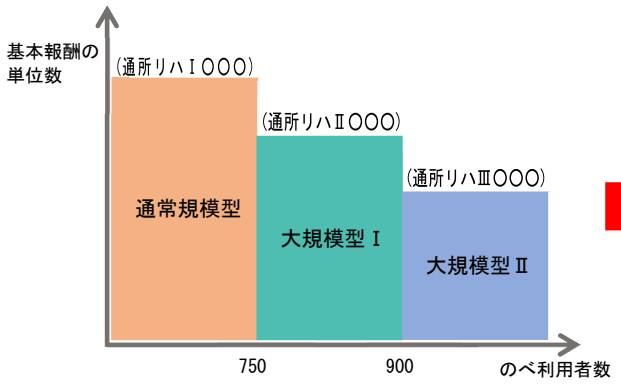
</td><td> 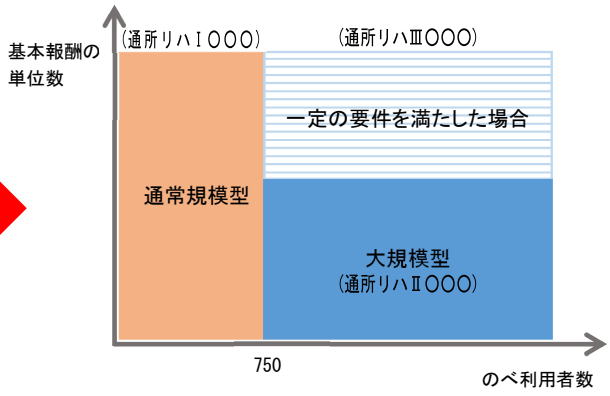
</td></tr>
<tr><td colspan="2">（〇〇〇は、それぞれ施設区分・提供時間帯・要介護度を表す数字。
例：通常規模型で、「病院又は診療所の場合」「5 時間以上 6 時間未満」「要介護 1」 →通所リハⅠ151）
〇対象サービス ： 通所リハビリテーション</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>※一定の要件（一部要約）</th></tr>
<tr><td>・通所リハビリテーション事業所における利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の占める割合が 80/100 以上であること。
・利用者の数に対する通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置が、10：1 以上であること。</td></tr>
</table>

＊算定要件の詳細についてのお問い合わせは、管轄の国保連合会または市区町村へお願いいたします。

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

*リハビリテーションマネジメント加算

「リハビリテーションマネジメント加算」について、名称が変更され、区分が廃止・新設されました。

リハマネジメント加算（令和 6 年 6 月から）			
現行		改正後	
加算(A)イ	（同意日の属する月から 6 月以内） リハマネジメント加算 A11　560 単位/月	加算イ	（同意日の属する月から 6 月以内） **リハマネジメント加算 11**　560 単位/月 変更
	（同意日の属する月から 6 月超） リハマネジメント加算 A12　240 単位/月		（同意日の属する月から 6 月超） **リハマネジメント加算 12**　240 単位/月 変更
加算(A)ロ	（同意日の属する月から 6 月以内） リハマネジメント加算 A21　593 単位/月	加算ロ	（同意日の属する月から 6 月以内） **リハマネジメント加算 21**　593 単位/月 変更 LIFE
	（同意日の属する月から 6 月超） リハマネジメント加算 A22　273 単位/月		（同意日の属する月から 6 月超） **リハマネジメント加算 22**　273 単位/月 変更 LIFE
加算(B)イ	（同意日の属する月から 6 月以内） リハマネジメント加算 B11　830 単位/月	廃止	
	（同意日の属する月から 6 月超） リハマネジメント加算 B12　510 単位/月	廃止	
加算(B)ロ	（同意日の属する月から 6 月以内） リハマネジメント加算 B21　863 単位/月	廃止	
	（同意日の属する月から 6 月超） リハマネジメント加算 B22　543 単位/月	廃止	
（なし）		加算ハ	（同意日の属する月から 6 月以内） **リハマネジメント加算 31**※　**793 単位/月** 新設 LIFE
（なし）			（同意日の属する月から 6 月超） **リハマネジメント加算 32**※　**473 単位/月** 新設 LIFE
（なし）		（事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合） **リハマネジメント加算 4**　**270 単位/月** 新設	

（加算イ、加算ロ、加算ハは併用算定不可。）

※「栄養アセスメント加算」「口腔機能向上加算Ⅰ」「口腔機能向上加算Ⅱ2」との併用算定不可。

〇算定要件（LIFE への提出）：「リハビリテーション計画書」「リハビリテーション、栄養、口腔に係る実施計画書」[注]

〇対象サービス ： 通所リハビリテーション

（注）システムへの入力方法につきましては、今後のバージョンアップの添付書類等で追ってご案内いたします。

*口腔機能向上加算

「口腔機能向上加算」について、名称が変更され、区分が新設されました。

口腔機能向上加算（令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
口腔機能向上加算Ⅰ　150 単位/回（3 か月以内の期間に限り、月に 2 回を限度）	口腔機能向上加算Ⅰ　150 単位/回（3 か月以内の期間に限り、月に 2 回を限度）
（なし）	**口腔機能向上加算Ⅱ1**　**155 単位/回** 新設 LIFE **（3 か月以内の期間に限り、月に 2 回を限度）**
口腔機能向上加算Ⅱ　160 単位/回（3 か月以内の期間に限り、月に 2 回を限度）	**口腔機能向上加算Ⅱ2**　160 単位/回 変更 LIFE（3 か月以内の期間に限り、月に 2 回を限度）
（加算Ⅰ、加算Ⅱ1、加算Ⅱ2 は併用算定不可。） 〇算定要件（LIFE への提出）：「口腔機能向上サービス管理情報」 〇対象サービス ： 通所リハビリテーション	

（注）加算区分の別表記･･･ 加算Ⅱ1＝加算Ⅱイ、加算Ⅱ2＝加算Ⅱロ

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

*退院時共同指導加算

「退院時共同指導加算」が新設されました。

退院時共同指導加算（令和 6 年 6 月から）新設
退院時共同指導加算　600 単位/回（退院時 1 回を限度）
○対象サービス ：（予防）通所リハビリテーション

*12 月超減算

「12 月超減算」について、算定要件と単位数が変更されました。

12 月超減算（令和 6 年 6 月から）			
現行		改正後	
病院又は診療所の場合	（要支援 1 の場合） 12 月超減算 11　-20 単位/月	病院又は診療所の場合	（要支援 1 の場合） 12 月超減算 11※　**-120 単位/月** 変更
	（要支援 2 の場合） 12 月超減算 12　-40 単位/月		（要支援 2 の場合） 12 月超減算 12※　**-240 単位/月** 変更
介護老人保健施設の場合	（要支援 1 の場合） 12 月超減算 21　-20 単位/月	介護老人保健施設の場合	（要支援 1 の場合） 12 月超減算 21※　**-120 単位/月** 変更
	（要支援 2 の場合） 12 月超減算 22　-40 単位/月		（要支援 2 の場合） 12 月超減算 22※　**-240 単位/月** 変更
介護医療院の場合	（要支援 1 の場合） 12 月超減算 31　-20 単位/月	介護医療院の場合	（要支援 1 の場合） 12 月超減算 31※　**-120 単位/月** 変更
	（要支援 2 の場合） 12 月超減算 32　-40 単位/月		（要支援 2 の場合） 12 月超減算 32※　**-240 単位/月** 変更
○対象サービス ： 予防通所リハビリテーション			

※減算を行わない基準（一部要約）
以下のすべての要件を満たす場合は、12 月超減算を算定しない。 ＜減算を行わない基準＞ ・3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。 ・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

＊算定要件の詳細についてのお問い合わせは、管轄の国保連合会または市区町村へお願いいたします。

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

2－4. 施設等サービス

■ 施設等サービス共通

*身体拘束廃止未実施減算

「身体拘束廃止未実施減算」が新設されました。

身体拘束廃止未実施減算（令和 7 年 4 月から）新設	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 100 分の1に相当する単位数を減算
○対象サービス ：	（予防）短期入所生活介護 （予防）短期入所療養介護（老健・療養型・医療院） 特定施設入居者生活介護（短期利用） （予防）特定施設入居者生活介護（短期利用以外）※ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） （予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用） （予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用・短期利用以外） 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用・短期利用以外） ※外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

*科学的介護推進体制加算

「科学的介護推進体制加算」について、LIFE への情報提出の頻度が変更されました。

LIFE への提出頻度（要約）変更 LIFE	
現行	改正後
ア）加算算定開始月（既存利用者） イ）サービス利用開始月（新規利用者） ウ）少なくとも 6 か月ごとに 1 回 エ）サービス利用終了月	ア）加算算定開始月（既存利用者） イ）サービス利用開始月（新規利用者） ウ）少なくとも 3 か月ごとに 1 回 エ）サービス利用終了月
○対象サービス ：	（予防）特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外） （予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用以外） （地域密着型）介護老人福祉施設（入所） 介護老人保健施設（入所） 介護医療院（入所）

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

2－5. 小規模多機能系サービス

■ 小規模多機能系サービス共通

*身体拘束廃止未実施減算

「身体拘束廃止未実施減算」が新設されました。

身体拘束廃止未実施減算（令和 7 年 4 月から） 新設
身体拘束廃止未実施減算　　所定単位数の 100 分の1に相当する単位数を減算
○対象サービス ：（予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用・短期利用以外） 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用・短期利用以外）

*科学的介護推進体制加算

「科学的介護推進体制加算」について、LIFE への情報提出の頻度が変更されました。

LIFE への提出頻度（要約） 変更 LIFE	
現行	改正後
ア）加算算定開始月（既存利用者） イ）サービス利用開始月（新規利用者） ウ）少なくとも 6 か月ごとに 1 回 エ）サービス利用終了月	ア）加算算定開始月（既存利用者） イ）サービス利用開始月（新規利用者） ウ）少なくとも 3 か月ごとに 1 回 エ）サービス利用終了月
○対象サービス ：（予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

2－6. その他のサービス

■(予防)居宅療養管理指導

*歯科衛生士等居宅療養

「歯科衛生士等居宅療養」について、単位数が変更され、区分が新設されました。

歯科衛生士等居宅療養(令和 6 年 6 月から)			
現行		改正後	
歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	361 単位/回 (月 4 回限度)	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ※1	**362 単位/回 (月 4 回限度)** 変更
歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	325 単位/回 (月 4 回限度)	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ※1	**326 単位/回 (月 4 回限度)** 変更
歯科衛生士等居宅療養Ⅲ	294 単位/回 (月 4 回限度)	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ※1	**295 単位/回 (月 4 回限度)** 変更
(なし)		**歯科衛生士等居宅療養Ⅳ※2**	**362 単位/回 (月 6 回限度)** 新設
(なし)		**歯科衛生士等居宅療養Ⅴ※2**	**326 単位/回 (月 6 回限度)** 新設
(なし)		**歯科衛生士等居宅療養Ⅵ※2**	**295 単位/回 (月 6 回限度)** 新設
※1 がん末期の患者以外の場合。 ※2 がん末期の患者の場合。 〇対象サービス ： (予防)居宅療養管理指導			

*医療用麻薬持続注射療法加算

「医療用麻薬持続注射療法加算」が新設されました。

医療用麻薬持続注射療法加算(令和 6 年 6 月から) 新設
医療用麻薬持続注射療法加算　250 単位/回
(「薬剤師居宅療養Ⅱ7」または「薬剤師居宅療養Ⅱ8」を算定する場合は算定不可。 「特別薬剤管理指導」との併用算定不可。) 〇対象サービス ： (予防)居宅療養管理指導

*在宅中心静脈栄養法加算

「在宅中心静脈栄養法加算」が新設されました。

在宅中心静脈栄養法加算(令和 6 年 6 月から) 新設
在宅中心静脈栄養法加算　150 単位/回
(薬剤師居宅療養Ⅱ7 または薬剤師居宅療養Ⅱ8 を算定する場合は算定不可。) 〇対象サービス ： (予防)居宅療養管理指導

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

*管理栄養士居宅療養

「管理栄養士居宅療養」について、単位数が変更され、区分が新設されました。

管理栄養士居宅療養（令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
管理栄養士居宅療養Ⅰ1　544 単位/回（月 2 回限度）	管理栄養士居宅療養Ⅰ1※1 **545 単位/回（月 2 回限度）** 変更
管理栄養士居宅療養Ⅰ2　486 単位/回（月 2 回限度）	管理栄養士居宅療養Ⅰ2※1 **487 単位/回（月 2 回限度）** 変更
管理栄養士居宅療養Ⅰ3　443 単位/回（月 2 回限度）	管理栄養士居宅療養Ⅰ3※1 **444 単位/回（月 2 回限度）** 変更
（なし）	**管理栄養士居宅療養Ⅰ4**※2 **545 単位/回（月 4 回限度）** 新設
（なし）	**管理栄養士居宅療養Ⅰ5**※2 **487 単位/回（月 4 回限度）** 新設
（なし）	**管理栄養士居宅療養Ⅰ6**※2 **444 単位/回（月 4 回限度）** 新設
管理栄養士居宅療養Ⅱ1　524 単位/回（月 2 回限度）	管理栄養士居宅療養Ⅱ1※1 **525 単位/回（月 2 回限度）** 変更
管理栄養士居宅療養Ⅱ2　466 単位/回（月 2 回限度）	管理栄養士居宅療養Ⅱ2※1 **467 単位/回（月 2 回限度）** 変更
管理栄養士居宅療養Ⅱ3　423 単位/回（月 2 回限度）	管理栄養士居宅療養Ⅱ3※1 **424 単位/回（月 2 回限度）** 変更
（なし）	**管理栄養士居宅療養Ⅱ4**※2 **525 単位/回（月 4 回限度）** 新設
（なし）	**管理栄養士居宅療養Ⅱ5**※2 **467 単位/回（月 4 回限度）** 新設
（なし）	**管理栄養士居宅療養Ⅱ6**※2 **424 単位/回（月 4 回限度）** 新設

※1(※2)以外の場合。
※2 計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合。

〇対象サービス　：　(予防)居宅療養管理指導

Copyright (C) 2024 conduct Corporation

＊薬剤師居宅療養

・「（予防）薬剤師居宅療養」について、単位数と算定限度が変更されました。

（予防）薬剤師居宅療養Ⅱ7（令和 6 年 6 月から）	
現行	改正後
（予防）薬剤師居宅療養Ⅱ7　45 単位/回（月 1 回限度）	（予防）薬剤師居宅療養Ⅱ7　**46 単位/回（月 4 回を限度）** 変更
○対象サービス ：（予防） 居宅療養管理指導	

・「（予防）薬剤師居宅療養」について、基本サービスが新設されました。

（予防）薬剤師居宅療養Ⅱ8（令和 6 年 6 月から） 新設
（予防）薬剤師居宅療養Ⅱ8　46 単位/回 （週に 2 回、月 8 回を限度）
○対象サービス ：（予防）居宅療養管理指導

＜お問い合わせ＞

ご不明な点等がございましたら、サポートセンターまでお問い合わせください。

ＴＥＬ　０１２０－０３６－６５３

弊社ホームページでも、お問い合わせを受付しております。

システムより「カスタマサポート」をクリック、または QR コードをスキャン

製造・販売：株式会社コンダクト

Copyright (C) 2024 conduct Corporation